

諮問番号：諮問第 168 号

答申番号：答申第 168 号

答申書

第 1 審査会の結論

筑紫野市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当であるとはいえず、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分を取り消すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 本件が法第 78 条の規定によるとの法令の解釈適用は誤りである。

貸付業者から融資を受けていたことは事実であり、同事実を申告していなかったことも事実であるが、それが「不実の申請」というのは誤りである。

かつ、徴収金額 3,850,000 円というのも誤りである。同社の貸付方法の特殊性に鑑みれば、審査請求人がそのような金額を借りていないことはその貸付限度額からしても明らかである。

- (2) 貸付業者からは限度額 400,000 円までの枠の中で貸付けを受けていた。

たとえば、手元に 60,000 円持参して、これを返済する。10,000 円が利息とされ、50,000 円が元金の返済に充当される。その結果、貸金の元金は 350,000 円となり、限度額 400,000 円に対し 50,000 円の枠ができる。

貸付業者はこの 50,000 円を新たに貸与することになる。しかし、審査請求人は 60,000 円持参して 50,000 円を貸されるだけであるから、実際には利息分 10,000 円を支払うのみである。

- (3) 貸付業者の貸付方法が追加融資ではなく、全額融資の形式をとっていたこと。

追加貸付を受ける際には 400,000 円との差額の現金を受け取っていたが、貸付業者の帳簿（取引明細）上は、いったん残高を完済して新たに 400,000 円貸し付けたという形式になっている。

貸付業者の取引明細の一部で説明すると、平成 30 年 2 月 1 日時点での借入残高は 330,947 円となっている。

そして 2 月 2 日、400,000 円の現金を受領したことになっているが、実際は限度額 400,000 円までの借入枠 $400,000 \text{ 円} - 330,947 \text{ 円} = 69,053 \text{ 円}$ を貸付業者から追加貸付で現金を受領したにすぎない。

にもかかわらず、貸付業者の取引明細では、いったん残高 330,947 円を完済して新たに 400,000 円を貸し付けたことになり、審査請求人は累計 800,000 円の貸付けを受けたことになっている。

原処分は、この貸付業者の形式的な取引方法に依拠して審査請求人が 800,000 円の貸付けを受けたとし、それを全額収入認定している。しかし、実際には前記のとおり、実質的に金 69,053 円の追加貸付との計 469,053 円しか貸付けを受けていない。

実際には現金 69,053 円しか追加で貸付けを受けていないにもかかわらず、貸付業者が合計 800,000 円貸し付けたというような特殊な取引方法の記載をしている。

以上より、原決定は、貸付業者の形式的な取引明細のみに依拠し、実際の取引実態を無視しており、審査請求人にとって過酷な事態の把握・法の解釈運用となっている。

(4) いずれにせよ、本件について、法第 78 条の悪質性を認めるのは誤りであり、法第 63 条の返還金扱いとすべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 本件処分における法第 78 条の適用について

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地

若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

生活保護受給者が保護受給中に借り入れた借入金について、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解され、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであるとされている（札幌地方裁判所平成20年2月4日判決・裁判所ウェブサイト参照）。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしている。また、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている。

以上を踏まえ本件事案についてみていくと、処分庁の担当ケースワーカーは審査請求人及びその夫と面談し、審査請求人の夫が署名した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「確認書」という。）を受領している。また、審査請求人は処分庁に対し、保護中の貸付けは本来、受けてはいけなかったことを理解していたと伝えている。

また、審査請求人世帯は、平成26年11月28日から平成31年2月7日までの間に収入申告書を14枚処分庁に提出しているが、いずれの収入申告書にも貸付業者からの審査請求人が貸付けを受けた金額（以下「本件貸付金」という。）の記載はない。

これらのことから、審査請求人は、本件貸付金について、法第61条に基づき収入申告が必要であることを理解していたにも関わらず、複数回に渡り収入として申告して

おらず、消極的に事実を故意に隠蔽したといえるので、法第 78 条における不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものに該当するといえる。

なお、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金や就学資金等に該当するものであり、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実には当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ることとされている。

しかしながら、本件において、本件貸付金の用途が審査請求人の夫への腕時計や衣類の購入とされており、保護の実施機関である筑紫野市福祉事務所長が当該貸付金を事前に承認した事実はないことを踏まえると、本件貸付金を収入として認定しないものとしてみることはできない。

したがって、本件事案において、処分庁が、審査請求人の未申告の本件貸付金について、法第 78 条に基づく費用徴収が必要であると判断し、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

2 本件処分における費用徴収額の算定について

法第 78 条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている。

本件において、審査請求人の未申告の本件貸付金のうち時効とされた分を除く額は合計で 3,850,000 円となる。

したがって、審査請求人の不正受給額は未申告の本件貸付金の全額となるため、本件処分によって、費用徴収額を 3,850,000 円とすることについて、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、貸付業者の特殊な貸付方法からすれば、審査請求人が 3,850,000 円を借り入れた事実はなく、本件処分は実際の取引実態を無視したものであると主張している。

しかしながら、審査請求人が主張するような特殊な貸付けが行われたことを裏付ける証拠書類等は提出されておらず、本件処分の対象となる本件貸付金が 3,850,000 円より少額であるという審査請求人の主張は認められない。

その他、本件処分において、違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規

定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年10月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解され、法はこれらについて特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであるとされている（札幌地方裁判所平成20年2月4日判決・裁判所ウェブサイト参照）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、収入として認定しない一定の貸付資金について定めており、収入として認定しない貸付資金について、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と定め（次官通知第8の3の(3)のウ）、これを受けた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8の2の(3)では、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があること等を要件とし、収入認定をしない貸付資金として、事業開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金、一定範囲の就学資金、医療費又は介護等費貸付資金、結婚資金、国又は地方公共団体により、若しくはその委託事業として行われる一定範囲の貸付資金が掲げられている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、本件貸付金の用途について審査請求人の夫の腕時計や衣類の購入に費消したとしており、また、保護の実施機関である筑紫野市福祉事務所長が本件貸付金について事前に承認した事実はない。よって、本件貸付金を収入として認定しない貸付資金として扱うことはできない。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人

をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしている。「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ（IVの4の(1)）、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきであるとされている（IVの4の(2)のウ）。

本件についてこれを見ると、審査請求人及びその夫は、筑紫野市福祉事務所の担当ケースワーカーと面談し、審査請求人の夫が署名した確認書を提出しているが、審査請求人世帯が平成 26 年 11 月 28 日から平成 31 年 2 月 7 日までの間に、処分庁に対して提出した収入申告書には本件貸付金についての記載がない。また、審査請求人は、処分庁に対し、保護中の貸付けは本来、受けてはいけなかったことを理解していたと伝えている。

これらのことから、処分庁は、審査請求人が不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に該当するとして、法第 78 条に基づく費用徴収をすることとしたものであり、処分庁の当該判断については、違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、本件における不正受給額の認定について、処分庁は、審査請求人が処分庁に提出した取引明細リストに記載された貸付金額の合計（4,450,000 円）から時効分（600,000 円）を控除した 3,850,000 円であるとしているが、当該取引明細リストによれば、審査請求人は、平成 31 年 1 月 9 日に 342,146 円を返済し、同日 400,000 円を借り入れたとされており、同日に審査請求人が実際に受領した貸付金の額は、400,000 円ではなく 57,854 円であると認められる。他の貸付けについても同様であり、同一日に返済と貸付けが行われていることから、審査請求人が実際に受領した貸付金の額は、処分庁の認定額と乖離しているものと認められる。

以上のことから、処分庁による不正受給額の認定には誤りがあるといわざるを得ず、本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也